




事業所ごみ 分別ガイドブック


事業所から出るごみの分け方・出し方

まずは分別を行い、資源になるものはリサイクルしましょう。

資源物 (リサイクルできるもの)

品目	処理方法など	注意点
 古紙類 段ボール・雑誌 コピー用紙 など	・リサイクル業者に依頼 ※管内業者 丸清・門文商店・SAN-KEI	どの事業所でも、紙類は分別して、必ずリサイクルをしてください。 ※詳細は3ページ
 ビン・カン 飲食物用のビン 飲食物用のカン など	・リサイクル業者に依頼 ※管内業者 丸清・門文商店・SAN-KEI ・ビンカン用指定袋で排出	指定袋で集められたビンカンは、組合でリサイクル処理をしています。 ※詳細は10ページ
 家電リサイクル法対象家電 テレビ・エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	・販売店に引き取りを依頼 ・処理業者へ運搬を依頼 ・指定引取場所へ持ち込む	家庭用機器を事業所で使用していた場合が対象です。 業務用機器は対象外です。 ※詳細は4ページ

ごみ (リサイクルできないもの)

例	処理方法など
 料理の食べ残し リサイクルできない紙 使用済文具 など	・許可業者に収集運搬を委託する。 ・【遠賀・中間リレーセンター】へ自ら持ち込む。 ※詳細は7～8ページ

目次

事業者の責務	1ページ
ごみの減量とリサイクル	2ページ
古紙類のリサイクル、草・剪定枝のリサイクル	3ページ
食品廃棄物(生ごみ)のリサイクル、家電製品のリサイクル	4ページ
事業所から出るごみの分類	5ページ
産業廃棄物の種類と具体例	6ページ
事業系一般廃棄物の出し方(許可収集)	7ページ
事業系一般廃棄物の出し方(自己搬入)	8ページ
事業系一般廃棄物(もえるごみ、もえないごみ)、蛍光管	9ページ
事業系一般廃棄物(ビン・カン)、臨時ごみ	10ページ
不法投棄・野外焼却・ごみの越境禁止、ごみに関するお問い合わせ	11ページ

事業者の責務

事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理すること**及び**廃棄物の減量に努めること**が義務付けられています。また、廃棄物の減量推進及び適正処理などに関して、**国及び市町村の施策に協力すること**も定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）抜粋

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



**自己処理
責任**

法律第3条第1項

減量推進

法律第3条第2項

**施策への
協力**

法律第3条第3項

事業所も地域の一員です。市・町で開催される一斉清掃や海岸清掃（クリーンキャンペーン）などの参加について、ご協力ください。

ごみの収集運搬と処分は許可業者へ

事業活動に伴って排出される廃棄物は、最終的に処分されるまで排出事業者には責任があります。自ら運ぶ事や処分する事が出来ない場合は、市町村から収集運搬業や処分量の許可を受けた処理事業者に委託しなければなりません。（法律第6条の2第6項）

また、委託契約を交わす際には、排出事業者としての責任を果たすため、委託契約の根幹的内容（廃棄物の種類、量、委託金額など）については、排出事業者と処理事業者との間で直接決定すべきとされています。

ごみの減量とリサイクル（3Rの推進）

事業所から排出されるごみの中には減量・リサイクルできるものが多くあります。

ごみを減らし、3Rを推進することにより、ごみ処理経費を減らすだけでなく、事業所のイメージアップや、循環型社会の構築にも繋がります。

事業所で発生する古紙の回収や再生紙の利用、包装や梱包資材の減量など、それぞれの事業所の特性に応じたごみ減量・リサイクルへのご協力をお願いします。



リデュース (発生抑制)

物を大切に使い、ごみを減らしましょう。

- 両面コピーやペーパーレス化などで、紙ごみを減らしましょう。
- 使い捨て用品（割りばし、紙コップなど）の使用を減らしましょう。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進しましょう。

リユース (再使用)

使えるものは繰り返し使いましょう。

- ミスコピーなどの裏面が使える紙は、メモ用紙などに使いましょう。
- 流通梱包資材などは、繰り返し使用できるものを使いましょう。
- 不要な事務用品などは、他の部署などで再使用しましょう。



リサイクル (再生利用)

ごみを分別して資源化できるものは、再生利用にまわしましょう。

- コピー用紙、新聞、段ボールなど再生できる紙類はリサイクルしましょう。
- 資源になるものは、再生事業者に引き渡し、リサイクルしましょう。
- 事務用品やコピー用紙などは、再生品などの環境に配慮した商品を購入しましょう。
- シュレッダーごみもリサイクルできる場合があるので、リサイクルしましょう。

3Rを推進することはこのようなメリットがあります

ごみ処理経費の削減

ごみ処理費用も事業の経費です。
ごみを減らすことにより、経費の削減に繋がります。

事業所のイメージアップ

3Rの推進を積極的に取り組むことにより、環境活動に貢献する事業所として、イメージアップに繋がります。

地球環境の保全

ごみ減量化・リサイクルの取り組みをすることにより、環境負荷の低減や、地球資源の節約にも繋がります。

古紙類のリサイクル

1 発生抑制 | 古紙の発生抑制に取り組みましょう。

①両面印刷や2 in 1 印刷機能の活用

・複数ページがある場合は、両面印刷や2in1印刷をして、紙の使用枚数を減らす。

②書類の一元化

・書類の共有化を図り、印刷枚数を減らしましょう。
・回覧や掲示板を活用しましょう。

③ペーパーレス化の推進

・電子メールや記録媒体を活用しましょう。
・IT機器を活用して、紙を使用した資料を減らしましょう。

④不要紙の再使用

・用紙の裏紙もメモ用紙や印刷用紙として利用しましょう。



2 分別

リサイクルせずに「もえるごみ」として処分すると、処分費用と収集運搬費用がかかります。リサイクルすることにより、費用を抑えることができるので、分別に取り組みましょう。

①リサイクルできる物

(代表例)

・新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・コピー用紙
・封筒、ハガキ・紙袋・紙製ファイルなど

②リサイクルできない物 (禁忌品)

(代表例)

・油紙・写真・感熱紙・汚れているものなど
※ファイルの金具、クリップ、クリアファイル、綴じ紐
上記の物も取り除いてください。

※リサイクルできない物は、もえるごみとして処理してください。

※リサイクルできない物は、古紙回収業者によって違いがありますので、お問い合わせください。



3 排出 | 古紙回収業者へ依頼 (持ち込み) する。

【管内にあるリサイクル施設】

- | | | |
|---------------------|-----------------|----------------|
| ●株式会社 丸清 | 遠賀郡遠賀町大字尾崎393-1 | ☎ 093-293-6011 |
| ●株式会社 門文商店 岡垣工場 | 遠賀郡岡垣町大字戸切104-7 | ☎ 093-283-3017 |
| ●株式会社SAN-KEIのさいくる工場 | 中間市中底井野1164-12 | ☎ 093-243-6011 |

草・剪定枝のリサイクル

「草・剪定枝」は、ごみの減量のために、ごみとして出さずに、リサイクルを行いましょう。管内にも、専用のリサイクル業者があります。下記業者では、受け入れた「草・剪定枝」を破碎して土壌改良材(堆肥)としてリサイクルしています。リサイクルされた堆肥は、地域の農家の方などにも使用されています。

- | | | |
|-----------------|-------------------|----------------|
| ●ゆめ環境(野坂建設株式会社) | 遠賀郡遠賀町大字尾崎1712-45 | ☎ 093-293-2791 |
| ●株式会社クリエート遠賀 | 遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-1 | ☎ 093-282-6015 |

食品廃棄物（生ごみ）のリサイクル

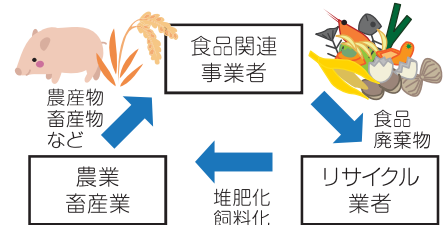
食品関連事業者（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、飲食店などの外食産業）は、食品の売れ残りや食べ残しなどにより発生する食品廃棄物について、発生抑制・減量化や再生利用の取り組みを進めていくことが求められています。

食品関連事業者の取り組み

① まずは、発生制御・減量化に努める

- ・計画的に食材を仕入れ、調理ロスや売れ残りがないようにする。
 - ・飲食店などでは、食材の水切りを行う（生ごみの大半は水分であるため）。
 - ・小売店などでは、食品ロス削減について消費者へ呼びかけを行う。
- 呼びかけの例
- 買い物前に、食材をチェックし、必要な分のみ買しましょう。
 - 期限表示を知り、適切に保存しましょう。
 - 食材を上手に使い切り、食べきれる量を作りましょう。
 - 外食時は、食べきれる量を注文しましょう。

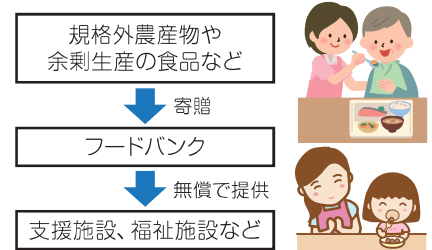
〈食品リサイクルの流れ〉



② 次に、再生利用する

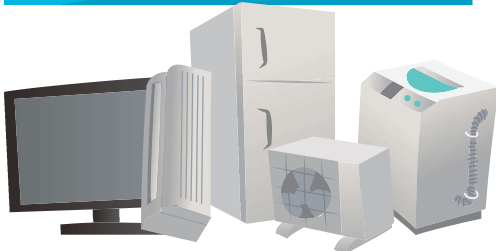
- ・食品廃棄物リサイクル業者に依頼する。
- ・生ごみ処理機を導入して、生ごみをリサイクルする。（リサイクルされた堆肥などは引取先が必要です。堆肥化などの処理施設の処理能力が5トン/日以上の場合、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要となります。）
- ・フードバンクへ提供する。（フードバンクとは、品質に問題のない食品を寄贈し、必要としている人や施設に提供する活動です。）

〈フードバンクの流れ〉



家電製品のリサイクル

対象機器



家庭用機器を事業所で使用していた場合が対象です。業務用機器は対象外となります。

※対象機器、対象外機器の確認やリサイクル料金などは、「一般財団法人 家電製品協会家電リサイクル券センター」にご確認ください。

一般財団法人 家電製品協会家電リサイクル券センター

☎ 0120-319-640

<http://www.rkc.aeha.or.jp>

申込の流れ

原則

リサイクル対象家電はお買い求めの家電販売店に引き取り義務があります。原則として販売店に依頼してください。※1

家電販売店に依頼できない場合

家電販売に処理を依頼する場合

販売店へ
リサイクル料金と収集運搬料金の支払い

収集

自分でメーカー指定引取場所へ持ち込む場合

製品の型番等を調べて
郵便局でリサイクル料金の支払い

下記のメーカー指定引取場所へ持込

一般廃棄物・産業廃棄物^{※2}処理業者へ運搬依頼する場合

運搬料金とリサイクル料金^{※3}の支払いが必要

メーカー指定引取場所までの運搬を依頼

西日本家電リサイクル株式会社 福岡県北九州市若松区響町1-62

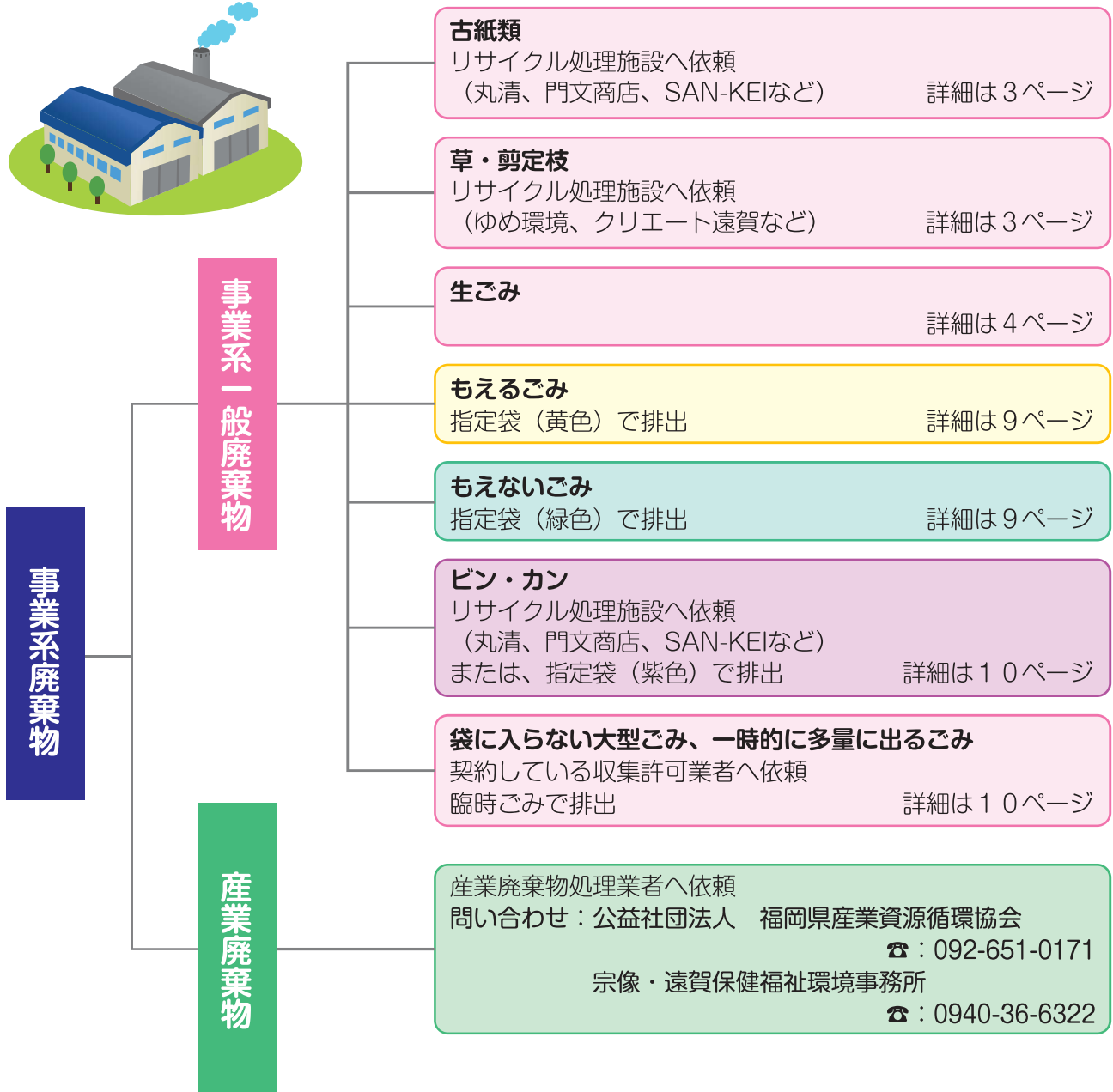
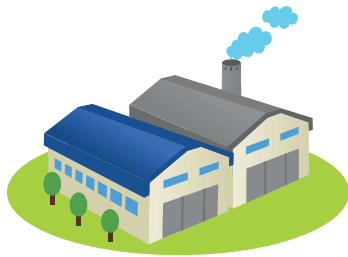
☎ 093-752-2424 ※搬入日や時間などをご確認ください。

事業所から出るごみの分類

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物が事業系一般廃棄物です。

事業活動に伴って生じた廃棄物とは・・・

会社、工場、飲食店、商店などの事業所のほか、学校、病院、官公庁などの公共機関や非営利団体などから排出されるすべての廃棄物のことです。



家電リサイクル法対象機器
引き取りを依頼
自分で指定引き取り場所
に持ち込み

詳細は10ページ

パソコン
「資源有効利用促進法」に基づき、メーカー
がリサイクルしています。
問い合わせ：一般社団法人パソコン3R推進協会
☎：03-3292-7518
ホームページ：<http://pc3r.jp/>

蛍光管
(水銀使用製品産業
廃棄物)

詳細は9ページ